

令和5年第1回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和5年3月16日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応 招 議 員

議 長	5 番	川 島 功 士
副 議 長	8 番	岡 田 文 雄
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	4 番	尾 関 俊 治
〃	6 番	田 島 清 美
〃	7 番	伏 屋 隆 男
〃	9 番	安 田 敏 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 幸 治
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明
住 民 課 長	宮 川 雅 人
福祉子ども課長	花 村 定 行
健康介護課長	今 枝 貴 子
建 設 課 長	後 藤 英 司
郡教委社会教育課長	堀 内 潤 一

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	笠 原 誠

1. 議事日程（第3号）

令和5年3月16日（木曜日） 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第3号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認について
- 日程第3 第5号議案 笠松町交流センターの設置及び管理に関する条例について
- 日程第4 第6号議案 笠松町在宅障がい児福祉手当条例について
- 日程第5 第7号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第8号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第9号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第10号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第11号議案 子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第12号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第13号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第12	第14号議案	令和4年度笠松町一般会計補正予算（第6号）について
日程第13	第15号議案	令和4年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第14	第16号議案	令和4年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第15	第17号議案	令和4年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
日程第16	第18号議案	令和5年度笠松町一般会計予算について
日程第17	第19号議案	令和5年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
日程第18	第20号議案	令和5年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第19	第21号議案	令和5年度笠松町介護保険特別会計予算について
日程第20	第22号議案	令和5年度笠松町水道事業会計予算について
日程第21	第23号議案	令和5年度笠松町下水道事業会計予算について
日程第22	第24号議案	笠松町議会の個人情報の保護に関する条例について
日程第23	第25号議案	笠松町政治倫理条例の一部を改正する条例について

○議長（川島功士君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（川島功士君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により、順次質問を許します。

1番 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回の質問は、笠松町の防災対策についてを質問させていただきます。

まず、この質問をする前に先月、トルコ・シリア沖で大規模の地震があり、被災された方々にこの場をお借りいたしまして謹んで哀悼の意を表したいと思います。

さて、今回この防災についてを質問するきっかけとなった経緯を少しお伝えいたします。まずは3・11、世界の歴史に刻まれた東北の大震災からはや12年もの月日が流れ、当たり前になってきた普通の生活から、この機会にいま一度防災について考えるべきであると思ったのと同時に、昨年、笠松中学校3年生の小川遼也君という子が夏休みの一研究で東北の被災地を訪れ、「東日本大震災から私たちが学ぶべきもの」と題して資料をまとめられまして、それが賞を取りました。今、手元にこれありますけど、このような資料を一研究でやられました。その後、小川君とお会いしまして、その資料を読ませていただくのと同時に、彼から多くのことを教えてもらいました。そのとき小川君から、ぜひ笠松町の方にも防災意識をもっと持ってもらいたい、どうすればいいのでしょうかと問われました。私が今この場に立って質問させていただくきっかけとなったのがそれです。

まず、この資料に書かれていたことですが、小川君は被災地を訪れ、行く先々で現地の方々にインタビューをされています。被災後気をつけるようになったことはありますか、岐阜の人たちに伝えたいことってありますかというインタビューをされています。その答えの多くは、蛇口をひねれば水が出るような普通の日常生活が一瞬にして普通ではなくなる。食べるものがなくなり、水がなくなり、そして友達も家族も亡くなってしまう。なので、ものを大切にするようになりました。友達、家族を大切にするようになりましてと言われているそうです。そして、岐阜県の人に伝えたいことは、もっと自然災害についての意識を高めて、ふだんみんなと話し合ってほしいと。本当に明日何が起きるか分からないからこそ、日常生活、家族、友人を本当に大切にしてほしいと言われているそうです。そのために個々が防災に対して取り組むこ

と、これをまずはやってほしいと。彼はその思いを笠松町の方々に伝えたい、真剣に考えてほしい、どうすれば伝わるのか、何をすればいいのかと真剣に思ったそうです。防災のことは笠松町民のみならず、多くの方が分かっているにもかかわらず取り組むことができていないのが現状です。ただ、それでは意味がなく、指をくわえていてもしょうがない、全国の自治体では様々な活動を通して意識を高めている地域もありますので、ぜひ笠松町としても町民に危機感を持って真剣に取り組んでもらえるような政策を考えてもらいたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

また、国からも各行政に対し地域防災計画を立てるよう指示が来ているとは思いますが。2020年に発行された笠松町のハザードマップにも町内会や地域の問題を考えて、その計画を話す機会をつくるように指導がされていますが、実際はされていないのが現状に思います。あのようなブックにして配付をすれば、町民の意識の徹底を図ったことにはなりません。全て行政主導でないのも分かりますが、ある程度主導で計画を立てないと行動には起こせないと思います。この辺りも同時にお考えをお聞かせください。

そして、私が小川君の資料からすごく考えさせられたのが宮城県の大川小学校の悲劇というものです。これは宮城県にある大川小学校は被災以前につくられたまちのハザードマップでは浸水予想区域にはなっていなかった小学校なんです。それよりも避難所に指定されている小学校で、度々小学校内では避難訓練が実施されていたそうです。震災当時、生徒や職員、そして避難してきた方を含め、この大川小学校には120名ほどの人がいたそうです。そして、そのとき裏山に避難をするのか、学校にとどまるかという議論がされ、一旦はとどまるという判断が取られました。すぐに裏山に避難しなかったのは、未曾有の大災害であったこともあり、山が崩れるおそれや山に雪が残っていたため、児童がけがをするおそれもあったためだったそうです。それよりハザードマップでは浸水予想区域にもなっておらず、ここまでは津波は来ないだろうという安易な思いもあったそうです。教職員はその後も刻々と変わる情報を頼りに議論をしている頃、一部の児童が裏山に避難しようとしたそうです。すると教師に戻りなさいと注意されるということも起こったようです。泣きながら教職員に裏山への避難をお願いする児童もいたそうです。地震発生から約45分がたった頃、教職員の最終的な判断により裏山ではなく隣にある小高い丘に避難をするという判断が取られたそうです。避難し始めたその直後に津波が大川小学校に到達し、避難途中の教職員や児童・生徒をのみ込み、多くの人が亡くなったという悲劇が起きました。裏山までは子供でも5分で行ける場所だったそうです。ここに避難できていれば子供たちの命は助かっていたのです。その判断ができなかったのはどうしてでしょうか。このようなとっさの判断で冷静な判断ができなくなるのは当然です。ただ、紙に書いてあるからとかないか、そういうことではなく、こんなときだからこそ柔軟な対応が必要にもなるでしょう。ただ、大川小学校の場合、結果として多くの犠牲者が出てしまいましたが、ただ

もし裏山へ避難していたらどうだったのか、正直これも分かりません。結果が出た後だから物事を言うのはすごく簡単です。私が考えさせられたのはこの結果ではなくて、最終判断する人、それが誰だったのかということを思ったんです。判断は非常に難しいですが、現場においてそれを誰がして誰に従うのか、それは場所によって違うでしょうし、状況によっても違うでしょう。また、外部からの情報として伝えることができていたのかどうか、またその情報は正しい情報だったのかどうか。

このようなことから、教育長にお尋ねします。現在、全ての小・中学校では年に何回ぐらいの避難訓練を実施されていますか。大川小学校を例にするわけではないのですが、学校ごとに判断を迫られることもあるかとは思います。児童を帰宅させるのか、学校に残るのか。その場合、誰の指示で誰が判断するのか決まっているのでしょうか。決まっている範囲で結構ですのでお聞かせください。

話は少し飛びますが、先日、新しくなった県庁を見てきました。田中県会議員の計らいで防災対策室も見せていただき、説明ももらいました。そこには県内の大きな地図があり、緊急事態の場合書き込みもできるように工夫もされていました。どこで何が起きているのか、事前に災害が起きそうなところには既に警戒地区とされており、どのような判断をするべきか、既にある程度把握されていると言われていました。

そこで町長にお尋ねしますが、笠松町では地震のとき、台風のとき、それぞれの地区でどのようなことが起きそうなのか。また、その災害ごとにどのような判断が必要となるのか、現場において判断ができるようになっているか、誰がそれをするのか決まっているのですか。全体に出す情報と担当者へ出す情報、それは誰が誰にどのように出すのか決まっていますか。そして、各避難所の責任者、最終判断する人、これも決まっていますか。笠松町には災害部署という特別な部署がないですが、総務課だけでなく、状況下によっては全ての部署が何らかの形で関わってくると思います。実際の災害時は多くの部署で多くの立場で多くの判断、多くの行動が余儀なくされるでしょう。現在部署ごとにどのぐらいまで決められているのかもお聞かせください。

また、それを避難所ごとにしなくてはなりません。食料や災害時のグッズなど、避難所やその他の倉庫にも確保されていますが、それを誰が把握し誰の指示でどこに運ぶのか、そのような計画が整っているのか、この辺りまで教えていただきたいです。

最後に、災害時における団体との連携が取れているかをお尋ねします。例えばよく聞くのは医療機関との連携です。コロナ禍での対応に関しては以前聞いたことがあります。避難所で薬やけが、病気に対する処置など、誰の指示で誰に伝えるのか。避難者に対して薬をどのように配付するのかとか、介護が必要な方にはどのように対処されるのかとか、言い出したら切りがないくらいです。これを全て行政で引き受けるのは困難です。以前テレビで実際に避難所で

のことをやっていたのを見たんですが、そこでは医師が交代で避難所を回っている風景がありました。避難者からは薬だけでなく、行きつけの医者が実際見て回ってもらえることで、非常に安心感がありうれしいですという声が流れていました。このようなことも医師会やそのほかの団体との連携が必要になると思いますが、笠松町としてどのような団体とどのような連携ができているのか、このようなこともお聞かせください。

災害時には行政だけでは全てはできません。各団体との協力や町内会との連携は必要不可欠になると思います。これを事前に把握しておく必要があると思いますし、事前をお願いしておく必要もあると思います。防災意識は大切だと思いながらも後回しにしがちであり、真剣に考えるきっかけがないとなかなかできません。ぜひ一度きっかけづくりをしていただき、職員全員の意思の疎通、町内会や諸団体との意思の疎通をお願いしたいと思います。

東北の大震災、世界の歴史に刻まれるような、あのような大震災が日本で起こったのにもかかわらず、他人事のように思っている現状をいま一度見詰め直すきっかけになってほしいと思います。と話しながらも、自分自身はどうかと問いただしします。議員の皆さんも立場上どのような行動をしなければいけないのか、どこの避難所へ行き何をするのか、この機会にぜひ考えてみましょう。

最後になりますが、本当は今日傍聴に来てくれることになっていた小川君ですが、所用により急に来れなくなってしまったのですが、このような考えるきっかけをつくってくれた小川君にここでいま一度感謝し、私の1回目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川島功士君） 1番 間宮寿和議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 間宮議員さんからの御質問に対する答弁をさせていただきたいと思います。

最初に、今回の間宮議員の質問のきっかけになった小川さんの夏休みの研究を拝見した感想を述べさせていただきます。テーマとして、多くの人たちが関心を持っている防災、それも東日本大震災を取り上げたのはとても社会性があったと思います。また、実際に現地を訪れ、被災された方々に直接インタビューするなど、当事者の声を取り入れた説得力のあるすばらしい研究でした。笠松町にとっても小川さんのように真剣に防災を考えてくれる若い人たちの存在は、安全・安心のまちづくりを進める上でも頼もしい限りです。これからも活躍に期待しております。その上で私自身の東日本大震災との関わりについて、少しだけお話しさせていただきます。地震から2か月がたった2011年5月と6月の2回、被災地でボランティア活動に従事しました。2回目は川島議長さんとも一緒でした。合わせて僅か数日間の滞在でしたが、その後の私の人生観や防災意識を大きく変える出来事になりました。今回は、最初に被災地を訪れたときの思い出を含めた感想を少しお話ししたいと思います。

訪問先は気仙沼市の郊外にあるボランティアセンターでした。車に支援物資を積み込み、岐阜から約1,000キロ離れた現地へと向かいました。東北地域でも内陸部の辺りを走っている時点では目立った被害も確認できず、ニュースで伝えるほどひどくないのではないかなと安堵な気持ちを抱いていました。それが山を越えて、海沿いの南三陸町に入った途端に風景が一変しました。町が津波にのみ込まれて廃墟と化したビルの上に乗用車が乗っていたり、基礎だけ残して消えてしまった住宅など、見渡す限りの惨状に息をのみました。ああ、この世の地獄というのは本当にあるのだなと現実を受け止められずに茫然自失になっていた記憶があります。そのときに脳裏に浮かんしたのは、もし笠松町周辺でこのような災害が発生したらどうなのか、果たして自衛隊や消防、警察はすぐに救援に来てくれるのかという不安でした。例えば南海東南海地震では岐阜県内よりも愛知県や三重県のほうが被害は大きいという想定が出ています。国による救助や支援、いわゆる公助は被害の大きい被災地から優先されるでしょう。そうなった場合、発災直後からしばらくの間は笠松町だけで対応せざるを得なくなるかもしれません。しかし、当町の職員数は130人弱、このうち半数以上が町外在住者であり、発災直後に全員が役場に駆けつけられるわけではありません。加えて、職員自身も被災しているケースも考えられるため、災害の規模によっては地域防災計画どおりの即応体制が取れる保障はありません。圧倒的にマンパワーが不足するのです。そして、私には町民の生命や財産だけでなく、職員の安全を守る責務もあります。震災遺構になった南三陸町防災対策庁舎では、津波の襲来まで町民に避難を呼びかけていた町職員20人以上が犠牲になりました。さきの震災では自治体職員だけでなく、避難誘導に当たっていた多くの消防署員、警察官、消防団員が殉職しました。もしかしたらもっと早く住民が自主的に避難を完了できていたら、救われた命もあったかもしれません。まさしく自分の命を守ることは誰かの命を守ることにつながるのです。だからこそ地域防災力の向上にはふだんから自分の命は自分で守る自助と住民同士が互いに助け合う共助の心構えが重要であり、自助と共助があつてこそ公助が機能すると考えます。その点を初めに申し上げた上で答弁に入らせていただきます。

町民に危機感を持って取り組んでもらえるような政策といたしましては、先ほども申し上げました自分の命は自分で守る自助への防災意識の啓発と、地域における防災力の中核を担う自主防災会の活動、共助への取組が必要不可欠であります。近年は新型コロナウイルスの影響により多くの人々が一堂に会することが難しく、自主防災会の活動が抑制されていましたが、今年度においては基本訓練として全ての自主防災会が避難者カードの作成を行ったほか、19の自主防災会が選択型訓練である避難誘導訓練や家庭内DIY訓練、避難所開設訓練などを実施されました。また、この数年は規模を縮小し、自主防災会長と防災士を対象として実施してきた防災講演会では、岐阜大学の村岡特任准教授から、避難は災難を避けるのであって、災害が発生してからの避難は脱出である。早めの避難完了が必要であると。岐阜聖徳学園大学の森田准教

授からは、笠松町の地形や地質などの特徴から起こり得る災害の状況などについての講演をいただき、平時からの備えや発災時や発災が予想される段階での取るべき行動を考えるきっかけづくりとなる講演をいただいております。こうした活動が一人一人の防災意識の向上に役立つものと考え、引き続き活動を支援していくとともに、講演会、防災訓練などの活動に工夫を凝らし、防災意識の向上に資するような提案をしてまいりたいと考えております。繰り返しになりますが、今後も自主防災会、広報、SNSなどを通し継続的に防災に関する情報発信に努めてまいります。

続きまして、町ハザードマップを用いた防災意識の徹底につきましては、これまで要請のあった町内会や団体などへ防災士とともに説明に伺い、避難の在り方などについての説明を行うとともに、自主防災訓練の選択型訓練である避難準備カード作成訓練や避難経路確認訓練を実施していただく際、町ハザードマップを活用することにより、災害時に自身が降りかかる危険を確認し、再認識していただけるものと考えております。また、先ほども答弁しましたが、自らの命は自分で守るという自助が重要であり、町のハザードマップを各世帯で認識していただき、いざというときどのような行動を起こせばいいのかなどのシミュレーションを町民の方がイメージしていただくことも重要であります。備蓄、連絡方法なども世帯、近隣で確認する機会のツールとしての役割もあると考えております。

災害対応の判断は誰が行い、どのように指示するのかというお尋ねであります。町では災害時の指揮系統や各課の役割を定めた地域防災計画や発災時の職員の行動を定めた災害時職員初動マニュアルや避難所運営に関するマニュアルなど様々な計画がございます。ここ数年の例を挙げますと、台風の接近や相当な降雨量が予想される場合には、タイムラインにより事前の情報収集、自主避難所の開設、危険箇所などの巡視のほか、私や職員が登庁し情報収集とその対応を行っております。また、今年度においては台風による大規模な浸水、帰宅困難者の発生などの被害を想定した災害対策本部の運営訓練を実施し、情報収集や指示の流れなどを再度確認したところであります。

次に、避難所の運営につきましては、発災後速やかに職員を派遣し、施設の安全確認を行い開設し、自主防災会が主体となって運営をしていただくことを想定しております。その運営については避難所と災害対策本部をつなぐ避難所担当職員を配置することとなりますが、発災直後は町職員の業務が同時多発的に発生すると想定されるため、繰り返しにはなりますが、自主防災会、防災士会、防災活動を行っている民間団体をはじめとする地域住民の力が必要不可欠であると考えております。

避難所の備蓄の把握、運搬についてであります。避難所となる小・中学校においては、食料、水、毛布、トイレなどの直ちに必要な品目を備蓄しているところであり、指示、運搬については対策本部で情報収集し、その都度私が指示するところであります。

災害時における各種団体との連携についてのお尋ねでございます。議員からの御質問にありました避難所での医師などとの連携につきましては、羽島郡医師会や羽島歯科医師会、羽島薬剤師会と協定を締結しております。このほか、避難場所などの施設提供や避難者の受入れに関する協定をはじめ、発災直後の人的、あるいは物的な応援、復旧・復興のための協力、支援やライフラインの確保など、企業、団体などと43の様々な協定を締結しております。今後も新たな協定を進め、連携を強固なものにしたいと考えております。私からは以上であります。

○議長（川島功士君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 間宮議員の御質問にお答えする前に、御質問に関連したことについて少しだけ思いを述べさせていただきたいと思っております。

初めに、笠松中学校の3年生、小川遼也さんが夏休みの課題作品として「つなぐ 紡ぐ 東日本大震災から私たちが学ぶべきこと」というテーマを設定して、東北の被災地まで足を運び課題を追求してまとめました。社会科が好きであること、祖父母の御自宅が被災地である宮城県にあること、復興のニュースが報じられる中で実際はどうかという疑問など、幾つかの要因が小川さんの心に火をつけて、そして粘り強く取り組むことができたというふうに思っております。実際に133ページにわたる課題作品を読ませていただきましたが、次々に生まれる疑問に対して現地の視察やインタビュー、各種資料の活用など様々な活動を通して整理をして、ここ笠松町でも大切にすべきことを自身の言葉でまとめられています。本当にすばらしい学びであるとともに、自分にできることはないかという地域貢献、あるいは社会貢献への思いも含めて小川さんのような生徒がこの笠松町で育っていることを大変うれしく思っております。現地へ行かなければ本当のことは分からない。町長よりも少し遅れましたけれども、そんな思いで私も震災から2年が経過しようとする平成25年2月10日から僅か3日間でしたが、被災地を訪れました。現地では車で移動しましたが、少し走れば海面を横に見る、本当に海面すれすれの道路があり、また少し走れば小高い丘になる、そんな道路にリアス式海岸の特徴を感じながら大船渡市から陸前高田市、気仙沼市、南三陸町、女川町、そして石巻市まで車を走らせました。木々が生い茂る小高い丘を下っていくと、突然平地が開けました。陸前高田市でしたが、そこには津波によって家屋等が流され基礎部分だけが残る茶色に染まった光景がありました。その中で5階建ての建物を見つけ、近くまで行きました。そこは雇用促進住宅でした。車から降りて建物を見上げると、4階までの窓や窓枠はなく、5階にはそれが残っていました。高さ10メートル以上の津波が来たことを示すその状況に言葉が出ませんでした。また、気仙沼市では国道沿いか県道沿いか分かりませんが、道沿いにあるはずのない直径が私の身長ほどあるスクリーを持った船が打ち上げられていました。こうした光景に自然の力の偉大さであるとか、恐ろしさであるとか、人間の無力さを感じたことを覚えております。多くの人命を奪った東日本大震災でしたが、釜石市は違いました。釜石の奇跡とも呼ばれています。

立派な防波堤があるから大丈夫だ、逃げる必要はないという地域の方も多くいた中で、中学生が中心となり小学生とともに幼児や高齢者を含む地域の人々に声をかけ、一緒に避難できたことが多くの人命を救ったとされています。こうした背景には2004年、平成16年から力を入れ始めた防災教育があり、それぞれの学校では津波対策に取り組んでいました。群馬大学の片田敏孝教授の大いなる自然の営みに畏敬の念を持ち、行政に委ねることなく自らの命を守ることに主体的たれ、津波が来たら一人一人がばらばらでよいから高台に逃げなさいという津波てんでんこ、想定にとらわれるな、最善を尽くせ、率先避難者たれという教えが小・中学生の防災に対する意識を深め、そして的確な判断、行動につながったと聞きます。時間的にも学校が終わって、学校から帰宅していたある小学生は友人の祖父母を説得して一緒に高台に向かいました。避難所や危険な場所を覚えていて焦りはなかったと語っています。まさに他律ではなく自律の大切さを教えてくれる事実と捉えています。

以上、東日本について思うことを述べさせていただきました。これより御質問いただきましたことについてお答えをさせていただきます。

岐阜県ではかつて避難訓練と呼んでいた訓練を、命を守る訓練と呼んでおります。この言葉には子供たちに自分の命は自分で守るという意識を持ってほしいとの願いが込められています。町内の小・中学校においては、毎年様々な場面や時間帯を想定して命を守る訓練を実施しております。小学校においては年間3回から4回、中学校においては2回実施しており、どんなときにも冷静に適切な行動が取れるよう、真剣さをもって取り組んでいるところでございます。また、小学校によっては4年生において防災士を招いて地域の防災力をアップしようと災害図上訓練、いわゆるDIGと呼ばれるものですが、そうしたものを取り入れて学んだりしております。自分が住んでいる地域で起こるかもしれない災害をより具体的なものとして捉えることができ、災害時の対応をイメージすることができるものと思っております。また、小・中学校においては危機管理マニュアルが作成されており、それを毎年見直しを行っております。そこには防災計画についても記載があり、火災、地震、風水害等の災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合、児童・生徒の生命の安全を守り、速やかな安全な措置を取るとともに、校舎、施設、備品なども災害から守り、的確な事後処理をすることを目的として作成されております。また、防災管理の組織及び役割において、災害時の分担においても細かく記載されており、本部長は校長、副本部長は教頭としております。子供たちや学校施設を十分に把握している本部長である校長がその場の状況等を判断し、指示をすることになっております。今後学校における命を守る訓練を実施するに当たり、消防署員の指導を計画段階で受けながら、計画することであらゆる場面を想定した、この想定というのは想定外の事態も起き得るということ想定するということですね、訓練が実施できるものと考えております。また、新型コロナウイルス感染症の落ち着きに伴って、それぞれの地域、町内で防災訓練が実施されると思います。

が、学校の訓練で学んだことを伝えることや避難所での活動など、ぜひ児童・生徒が動く場も設定していただけるとありがたく思っています。いざというとき児童・生徒の力は大きいものがあり、また児童・生徒自身も誰かの役に立ちたいという意識を持っているものと信じております。以上で答弁を終わらせていただきます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 1 番 間宮寿和議員。

○1 番（間宮寿和君） まず町長、教育長に体験談も含めお話をいただいて、非常に高い意識を持っていだいていること、確認できたこと、すごくうれしく思います。

その中で、町長からも各団体との連携、また職員へのマニュアル、それからシミュレーション等も徹底しているという返事をいただきましたので、まずは安心できる体制にあるのかなというところは実感したのですが、先ほどもちょっと言ったんですが、マニュアルがあるから安心だということより、こういうものというのをきっかけでやはりそれを見直し、また先ほど町長も言われたシミュレーションというのがいかにできるかというのはすごく大事だと思うんですね。その中で、今マニュアルがあるよ、各職員がそういうのを徹底してあるよということであるなら、今一番近いところでそれをみんなで見直したときはいつありましたか。そういうきっかけが大事だと思うので、もしそういうのがあれば教えてください。

○議長（川島功士君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

基本的に地域防災計画という計画を持っておりまして、それにつきましては災害対策基本法等改正に伴いまして改正が生じますので、このところでありますとほぼ毎年改正を行いながら見直しを行っております。あわせて具体的な訓練といたしまして、先ほど町長が申し上げました災害対策本部の運営訓練であるとか、必要に応じた庁舎外における訓練を実施しているというような現状でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 1 番 間宮寿和議員。

○1 番（間宮寿和君） ありがとうございます。そのような訓練までしていただいているということで、安心するところです。

そう申しますのも、先ほど大川小学校の話を少しここで出しましたが、その後、いわゆる子供たちが亡くなった親さんたちが訴訟を起こしているんですよね、事件に対してね。結局訴訟に対して最高裁では、行政、教育側が敗訴という判決になってしまっているんですよ。結局未曾有の災害において判断なんていうのはなかなか難しいと思いますし、今、教育長さんもおっしゃっていただきましたが、その学校長等の判断をせざるを得なかったというのはすごく目に浮かぶくらい大変だったんじゃないかなと思うんですが、結局最高裁は管理不足や判断不

足という判決をし、行政側が敗訴という判決をしているんですね。これが現実なんですよ、結局は。ただ、別に厳しい言い方をするわけじゃないんですけど、避難訓練も一生懸命していただいて、マニュアルも一生懸命つくっていただいて、連携も一生懸命していただいて、現状のことを考えながらやっていただいているのにもかかわらず、最高裁は行政が悪いという判断をしている現状の中で、安易に考えていられるとは全然思いません。やはりそういう結果が出ているということに対していま一度、これは質問ということではなくお願いというところではあるんですが、今のもので大丈夫なのかどうかというのも含め、いま一度こういうきっかけで考えていただけることをお願いしたいと思います。

最後に教育長にお願いですが、今、学校長、教頭等に責任というところをしてあるということをお聞きしました。もう一つは、情報という今現状の中でも、この東北のような刻々と変わるようなことはここらでは起きないことは願いたいところではあるんですが、本当にこういう災害のときというのは一分一秒で情報がどんどん変わっていくと思うんですよ。そうなったときに、やはり校長先生や教頭先生に判断を委ねている中で、そこへどのように情報を伝え、誰がそこへ情報を伝えるのか。その現場現場においての判断をしてもらうために、正確な情報を伝えてあげたいと思うんですが、そのような体制というのは整っているかどうかちょっとお聞かせください。

○議長（川島功士君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 具体的な場面でいうと、例えばこの地域で大雨で冠水の状況、そうしたときが一番危ないのかなと、非常に機会が多いのかなと思うんですけども、それについては例えば子供たちが自宅にいるときに大雨が降った場合、登校の時間が来た、朝それぞれの職員が地域の様子を見てもらったりとか、すぐ一というのがありますので、その状況を見て保護者に今安全を確認しましたが、こういったところは大丈夫でしたけどこういったところは危険がありますので気をつけて来てくださいというような感じで、情報というのはこちらから大丈夫かということは流しますけれども、どこどこがというところについてはそれぞれの学校単位で見ていただくような形にはしておりますけれども、そんなことでよろしいでしょうか。

〔1番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 1番 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） ありがとうございます。

非常にきつい言い方をされていて本当に申し訳ないと思うんですが、御回答いただいた部分で本当に安心するところもございましたので、いま一度こういうきっかけの中でやっていただけると助かります。

最後に、医師会やそのほかとの連携というところで、締結をしているということも聞きましたので、ある程度安心はしているのですが、やはり先ほど来から言っているきっかけの中でい

ま一度考えていただくというような、そういう考え方の中で、今医師会や締結している先がどのような活動をして、どのように思っているのか、また災害時にどのようにしようとしているのかという、こちらからの問いというか、そういうものもしていかなないとなかなか相手としても締結しているから大丈夫だということでもないような気がするので、そういうところも含め、先ほど職員たちが徹底して毎年のようにやっているよということであるのであれば、いま一度締結している各団体、諸団体とも頻繁に連絡を取り合って意思の疎通というのををしていただけるといいなと思っております。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川島功士君） 4番 尾関俊治議員。

○4番（尾関俊治君） 議長の許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

質問する前に一言感謝の弁を述べます。医療現場、教育や保育現場、町民の皆様、行政の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症への御対応を3年連日していただき、本当に心から感謝しております。これからも体制は少し変わりますが、よろしくお願いいたします。

それではまず初めに、新型コロナウイルスワクチン接種についての質問をさせていただきます。

4月以降の新型コロナウイルスワクチン接種について、厚生労働省は2月22日、65歳以上の高齢者など重症化リスクが高い人は年内2回打てるようにする方針を決めました。重症者を減らすことを目的とし、高齢者には5月から8月に1度目の接種機会を設ける、9月から12月には全ての年代が接種を受けられるようにし、高齢者は2度目も可能になる。この日のワクチン分科会で了承されました。無料で打てる予防接種法、特例臨時接種を2024年3月まで1年間延長することも決めました。生後6か月から4歳の乳幼児と5歳から11歳の子供の接種も続ける。2024年度以降は対象者から費用の一部徴収が可能な定期接種への切替えも視野に検討を進めるとのことです。

今年5月から8月の接種では、高齢者や基礎疾患がある人、医療従事者や介護従事者を対象とし、ワクチンの有効性が6か月で下がり始めるとの研究報告があることなどを考慮しました。この接種ではオミクロン株対応ワクチンを打ちます。9月から12月の接種で利用するワクチンは2023年度の早期に決め、それらのワクチンの接種が可能な全ての年代が対象となります。分科会のメンバーからは、ワクチンの効果が6か月から1年で減衰することがあり、春夏に機会を設けることはよいことだ、年間を通して接種体制が整えられ、有効に臨機応変に対応できるなどと評価する意見が出ました。そして、実施に当たり自治体の意見をしっかりと聞くよう求める声もありました。厚生労働省は今後接種のスケジュールや接種券の配り方など具体的な実施方法を自治体と協議する、このような報道がありました。

そこで1つ目の質問ですが、新型コロナウイルスワクチン接種について、年齢別接種状況と接種率、接種体制についてお聞かせください。

2つ目の質問ですが、今後の新型コロナウイルスワクチン接種について、笠松町が行っていくことを分かる範囲でお聞かせください。

次に、子宮頸がんワクチン予防接種についての質問をさせていただきます。

今回の質問の子宮頸がんは、新型コロナウイルス感染症と同じで、ウイルスによって発病するものです。子宮頸がん予防ワクチンは子宮頸がん全体の50%から70%のヒトパピローマウイルス（HPV）に予防効果があります。16型HPVと18型HPVの感染やがんになる過程の異常を90%以上予防できたとの報告があり、これに引き続いて起こる子宮頸がんの予防効果が期待されています。このように非常に効果の高い子宮頸がんワクチンですが、法律に基づいて公費負担で実施される定期接種である一方、全身に痛みなどを訴える接種者の声を受け、2013年6月から積極的勧奨を一時停止する状況が続いていましたが、2021年11月、厚生労働省より勧奨停止の廃止及び2022年4月から予診票の個別送付等による接種の個別勧奨をするべきという技術的助言が発せられました。

そこで質問ですが、子宮頸がんワクチン接種対象者へのこれまでの情報提供方法及び接種者の推移についてお聞かせください。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（川島功士君） 一般質問の途中ですが、11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

4番 尾関俊治議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 尾関議員さんの御質問に対する答弁をさせていただきたいと思います。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種の状況でございますが、3月8日現在の状況で、乳幼児、生後6か月から4歳の接種状況は1回目接種者数15人、接種率2.0%、2回目接種者数13人、接種率1.7%、3回目の接種者数は2人、接種率0.3%です。小児、5歳から11歳の接種状況ですが、1回目の接種者数は258人、接種率20.0%、2回目の接種者数は247人、接種率19.1%、3回目接種者数は64人、接種率は2回目接種者が3回目の対象となりますので、2回目接種者数を分母といたしまして25.9%になります。以降3回目の計算はこの方法となりますので、まずは御承知おきください。

12歳以上の従来株ワクチンの全体接種状況につきましては、1回目接種者数が1万7,918人

で、接種率は90.2%、2回目接種者数1万7,831人、接種率89.8%、3回目接種者数1万4,810人、接種率は83.1%となっております。内訳としましては、12歳から64歳の接種率は、1回目88.5%、2回目87.93%、3回目76.5%になり、65歳以上につきましては、接種率は1回目94.2%、2回目94.0%、3回目97.0%となっています。4回目接種者数は60歳以上で3回目接種者数を分母として81.9%の接種率となっています。また、12歳以上で初回接種を完了した方の中でオミクロン株対応ワクチンを接種した方の状況は54.0%となっています。接種体制としましては、集団接種は2月18日に既に終了し、現在は個別接種のみとなっています。

今後のワクチン接種の町として実施する計画についてのお尋ねですが、現在の接種の法的位置づけに引き続き、2023年は特例臨時接種に位置づけられ、65歳以上の方や重症化リスクの高い方などには春から夏に1回目接種、また追加接種可能な全ての年齢の方を対象として秋から冬に1回接種を実施する旨、国において了承されたところです。今後国から詳細が示されましたら、早急に関係機関と調整し接種体制を構築してまいりたいと考えています。

次に、子宮頸がんワクチン予防接種についてのお尋ねであります。これまでの情報提供方法や接種者推移につきましては、平成25年4月、定期接種開始に合わせ笠松中学1年生の女子に学校を通じて接種を勧奨する案内をいたしました。笠松中学校以外に通学しておみえの接種対象者には個別郵送をいたしました。しかしながら、その僅か2か月後の6月に積極的勧奨の差し控えが決定したことを受け、直ちに町広報、無線放送を活用した広報の実施や接種実施医療機関にも個別に案内しました。以降、国において議論を重ねられ、公費で接種できるワクチンの一つに子宮頸がんワクチンがあることを知っていただくとともに、接種について検討、判断するための有効性、安全性に関する情報や接種を希望した際に接種に必要な情報を対象者に届けることを目的に、令和2年10月には小学校6年生から高校1年生相当の女子に対して積極的勧奨にならないよう配慮しつつ、子宮頸がんにかかる仕組みやワクチンの効果やリスクを記載した国のパンフレットを使用し個別通知により情報提供をいたしました。また、令和3年4月には新たに対象者となった小学6年生の女子に同様のパンフレットを使用し情報提供をしました。その後、国において令和4年度から積極的勧奨の再開を決定したことを受けまして、令和4年度には小学6年生から高校1年生相当の女子に対して個別通知を実施したところであります。また、これに伴い、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して公正な接種機会を確保する観点から、この積極的勧奨を差し控えていた9学年のうち、無接種者全員に対しキャッチアップ接種として接種できる旨の案内を送付しました。

接種者の推移は定期接種が開始されてからでは、平成25年度は46人、同26年度は4人、平成27年度3人、平成28年度3人、平成29、平成30年度もゼロ人、令和元年度11人、同2年度20人、令和3年度55人、令和4年度1月末では136人となっています。

以上で答弁を終わらせていただきます。

〔４番議員挙手〕

○議長（川島功士君） ４番 尾関俊治議員。

○４番（尾関俊治君） 御答弁ありがとうございました。

今回新型コロナウイルスワクチン接種についての質問をいたしましたのは、２類から５類に移行するに当たり今現在の体制を確認したかったことと、スムーズな移行をするための方策をしっかりと検討していただけるとよいと考えたからです。新型コロナウイルスワクチン接種については、これからも引き続きよろしくお願いいたします。

子宮頸がんワクチン予防接種についての再質問をさせていただきます。

子宮頸がんワクチン接種対象者への来年度の情報提供方法をお聞かせください。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 来年度の子宮頸がんワクチン接種につきましては、現在国の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において議論されているところでありまして、詳細が分かり次第対象の方に御案内したいと思ひますし、その情報提供方法につきましても全体的な啓発方法に加え、個別にも案内するなど、有効性の高い手法で周知したいと考えているところであります。

〔４番議員挙手〕

○議長（川島功士君） ４番 尾関俊治議員。

○４番（尾関俊治君） ありがとうございました。

続きましての質問ですけれども、接種に対して不安を持っている方への対応と接種後に何らかの症状を生じた方へのサポート体制をお聞かせ願ひます。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 接種に対してやはり不安をお持ちの方はたくさんいらっしゃると思ひますので、その対応につきましてはまずは正確な情報を伝えることを重視し、その観点から役場から送付する案内については国の詳細な案内を使用して送付しています。また、不安のある方については、事前にかかりつけ医の先生や当日でもその接種医に御相談していただければと思ひますし、国や県に設置の感染症予防接種の相談窓口のほか、役場、健康介護課においても専門職員が御相談に対応する体制を取っております。その旨も案内チラシに記載してあります。

予防接種後に気になる症状が生じた場合には、まずはかかりつけ医に相談していただくことが一番かと思ひます。なお、医療的な支援の充実を図るため、身近な地域で適切な診療を提供するヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診察に係る協力医療機関が全国に84か所整備されていますので、まずはかかりつけ医に相談し御受診していただき、そこからの紹介により協力医療機関を受診という流れになります。ちなみに岐阜県では岐阜大学医学部附属病院、いわゆる大学病院になります。また、町においては医学的見地から調査を行うため、医師、保健関係者、学校関係者からなる町予防接種健康被害調査委員会が既に設置してあ

りますので、もし健康被害が発生した場合は、まずは町に御相談していただければと思います。調査結果に応じて、県経由ではありますが、厚生労働省疾病障害認定審査会に諮られ、健康被害救済制度の給付金などが支給されることもあります。子宮頸がんワクチンについては、現在のところ被害調査の依頼はありません。以上です。

〔４番議員挙手〕

○議長（川島功士君） ４番 尾関俊治議員。

○４番（尾関俊治君） 詳しい答弁ありがとうございました。

それでは続きまして、接種率を上げるための対策といたしまして、行政、小・中学校、医療機関等の連携が不可欠だと考えますが、今後の方針をお聞かせください。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほどの答弁とかぶるところがあると思いますが、ワクチンは国の審議会において国内外における安全性と流行性に関して改めて評価しておりますので、まずは対象者が正確な情報を基に接種を検討していただくこと、十分な説明を受けた上で安心して接種していただくことが必要であると考えます。接種率を上げること以上に、接種者本人やその保護者の方が納得して接種していくことが重要ではないかと考えています。

また、万が一接種後に生じた症状に苦しんでいる方が見えた場合は、寄り添った支援として専門医療機関、協力医療機関、地域の医療機関や県、町など行政機関、学校などが情報の共有、連携しながら相談体制を充実し、相談者に応じた適切な対応ができる機関に確実につなぐ体制づくりが大切だと考えています。

〔４番議員挙手〕

○議長（川島功士君） ４番 尾関俊治議員。

○４番（尾関俊治君） ありがとうございました。

ここで１つ、教育長にちょっと質問があるんですけども、このHPVワクチンの定期接種なんですけれども、小学校６年生から高校１年生相当の女子、これは公費で接種できるということなんですけれども、やはり個別で当然、さっきも町長の答弁がありましたけれども、案内通知はあると思うんですけども、例えば小学校、中学校の授業の中で専門の先生を呼んで講演を行うとか、それは生徒に対してなんですけれども、親さんに対してというのは、これも例えばなんですけれども、PTA総会とかにそういった専門の先生を呼んで講演をしていただく、そういったことでこういったワクチン接種の安全性をお聞きいただくということは大切なと思いますけど、それについての答弁をお願いいたします。

○議長（川島功士君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） ワクチン接種の安全性ということに限らないかもしれませんが、学校のほうでもがん教育といいますか、そうしたものを行うようにというふうに今なっており

ますので、何が原因でそのがんになるのかとか、それを予防するにはどうしたらいいとか、そうしたものは子供たちの保健体育の授業等で行っているところでございます。

それと関連をして、PTA総会になるのかどうか分かりませんが、PTAのほうにもそんな話題を提供しながら、家庭教育学級であるとか、そうした場で必要を感じられればという条件になりますけれども、そういった場も続けることは可能かなというふうに思っております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 4番 尾関俊治議員。

○4番（尾関俊治君） 前向きな答弁ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染者の初確認から約3年間たち、13日からマスク着用が個人の判断に委ねられました。また、5月8日の5類引下げを前にマスクルールへの緩和というのは平時への移行の象徴となっており、着用が当たり前となった日常生活に変化が起きそうです。医療や社会への影響、諸外国の影響を踏まえれば季節性インフルエンザと同等に見直すことは理解できるんですけれども、法律上の位置づけが見直されても新型コロナのリスクは変わりないと思います。ですので、これからも引き続き手指衛生や換気など効果的な対策をしっかりとお願いいたします。

日本におけるHPVに起因するがんの発生率の上昇傾向というのは、今後も継続して2030年には年齢調整発生率が10万人当たり約25人に達すると予測されています。これはアジアの国々を加えても断トツの発生率です。日本の子宮頸がんの発生率が上昇すると予想される原因といたしましては、子宮頸がん検診の受診率の低さや性習慣の変化によるHPV感染者の増加、HPVワクチン接種プログラムの一時差し控えなどが関与していると考察されます。また、HPVワクチン接種について、先ほども言いましたけれども、このワクチン接種の積極的勧奨が停止された背景というのは、体の痛みを訴える接種者の声がありました。その後様々な研究によってHPVワクチンと体の痛みなどの症状、この関連については優位性が否定されております。しかし、ワクチンとの関連性にかかわらず、体の痛みなどの症状、これは実在する重大な問題です。今後も接種者の声に寄り添い、しっかりとフォローしていただくことが必要ですのでよろしくをお願いいたします。

ただ、重要なことはワクチンの積極的勧奨と接種者のフォローは全く矛盾することではなく、両立していると思います。我々町民、そして行政はこの事実をしっかり捉える必要があると私は思います。ぜひ笠松町行政には命を守るHPVワクチン接種の積極的勧奨をよろしくをお願いいたします。

来月4月1日から接種開始予定の9価子宮頸がんワクチン、シルガードというのがかなり有効なワクチンということで、このワクチンであれば子宮頸がんが撲滅できるのではとの医師の

声も聞いております。また、今回触れませんでした、二十歳を過ぎたら定期的な子宮頸がん検診も進めていただくことで、子宮頸がんの予防になりますので、これからも子宮頸がんワクチン予防接種と子宮頸がん検診の2つをしっかりとよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（川島功士君） これをもって一般質問を終結いたします。

日程第2 第3号議案から日程第23 第25号議案までについて

○議長（川島功士君） 日程第2、第3号議案から日程第23、第25号議案までの22議案を一括して議題といたします。

これより総括質疑を行います。

通告順により順次質疑を許します。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 総括質疑をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

まず、まちづくりについてでございますが、みんなが住んでよかったと言えるまちづくりに、当町は木曽川に沿って下羽栗地区、笠松地区、松枝地区とおののに小学校があり、中心の笠松町に笠松中学校が存在し、県都岐阜市へ5分、そして東海地域の中心となる名古屋市へ名鉄電車ですぐという濃尾平野の一角で、山がなく、災害に強い町だと私は思っております。また、町民の皆さんも穏やかですぐ仲よくなれ、地域になじむということがしやすい町だと感じております。そして、トンボ天国、みなと公園、笠松運動公園と3小学校区に人々が憩える場所があり、私は名古屋から笠松の地に電車から降りたとき、本当にいい町だなということを考え、それから40年目です。皆さんと一緒に住んでよかったと言える町にするために引き続き頑張りたいと思います。そして、子供たちがこの町を愛してくれる町を目指していきたいと思っております。これが私の笠松町についての思いですが、町長さんはこの笠松町についてどのような町政を進めて、どんな思いで4年間笠松の町政を進めてこられるとき、まちづくりについての思いをお聞かせいただけたらと思います。それから、これからの笠松町はどんな町にしたいと考えておられるのかお尋ねいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 長野議員さんからの総括質問に対する答弁をさせていただきたいと思っております。

町長に就任してから一貫して進めてきたことは、町の強みと資産を生かしたまちづくりであります。笠松町には歴史と文化があります。木曽川の豊かな自然があります。公共交通の便も

非常によく、医療施設も充実しています。そして、何よりも笠松を愛する人がたくさんいらっしゃいます。これだけのポテンシャルを持った地域は周辺にはなく、それを生かせば笠松町はさらに発展できると確信しています。

しかしながら、就任から4年近くのうち3年以上は新型コロナウイルス感染症の対策に迫られました。また、その間には当時管理者を務めていた笠松競馬での不適切事案の問題、笠松みなと公園が冠水するなど被害が出た大雨の対応といった厳しい局面に何度も直面しました。それでもこれまでの町政運営を振り返りますと、コロナ対応においては県内でいち早くワクチンの集団接種や定期給付金の速やかな給付ができたこと、コロナ禍に苦しむ家庭への生活応援として議会からの提案による水道基本料金の減免、商工会との連携による応援クーポン事業など、常に町民に寄り添う事業を進めてまいりました。このコロナ対策以外にもごみの有料化を柱としたごみ収集方法の抜本的な見直しで、ごみの減量化に本格的に着手しました。教育関係では子どもの権利条例制定と、それを活動理念としたこども館の新築移転、子どもまちづくり委員会や笠松中学校トイレ研究会などを通して、子供たちの意見やアイデアを取り入れる機会を増やしてきました。また、妊産婦のケアサポートのための産後サポート事業にも力を入れ、妊娠出産期からの子育て支援の充実に努めてまいりました。地域の活性化におきましては、笠松町プロモーション協会設立に伴い、各種イベントを行政主体から民間主導に移行することでブラッシュアップを図ったほか、かさまつm i n a T R Yの開催により笠松みなと公園の利用者、公園を舞台にしたイベントの増加を目指してきました。インフラ面では、松枝地域のパイプラインの上部利用の整備の再開、下水道事業の促進、下羽栗地域では長年の懸案事項でありました米野52号の堤防坂路改修などにもめどをつけることができました。このほかにもプロスポーツチームやトップアスリートとの連携や町民の健康意識を高めるちょいスポ健康宣言などを通して、子供からお年寄りまで健康で生きがいを感じられる地域社会の醸成、また町民バスの増便やデマンドタクシーの実証実験など地域交通の拡充など、暮らしの利便性にも取り組んできました。

このようにコロナ禍などの危機に直面しながらも着実にまちづくりを進めることができたのは、ひとえに議会の皆様のお力添え、職員の踏ん張り、そして町民の方々の御理解、御協力があってこそであり、改めてこの場を借りて深く感謝申し上げます。

次に、これからの笠松町をどんな町にしたいかとの御質問であります。私自身はまだまだ笠松町は自分たちの強みや資源を十分に生かし切れていないと認識しています。今後は当町もほかの多くの自治体と同様に高齢化、少子化、人口減少という問題が深刻化するでしょう。加えて、面積が狭い上に市街化調整区域の存在や空き家の増加などの影響により利活用できる土地が限られている、高速道路や国道などに直結していないという道路インフラの弱さなどにより、企業、工場誘致を含めた大規模開発が難しいという地勢的かつ町単独では解決できない問

題も抱えています。こうした厳しい状況下で、どのように町を発展させていくか、これが今後の最大の課題になりますが、私が考える進むべき方向性は町に付加価値を与える町のブランド化であります。イメージとしましては、住んでいる人がうちの町はすごいと自慢できる、町外の人が笠松町に住んでみたい、訪れてみたいと憧れる、そんな町であります。ブランド化によってほかの自治体との差別化を図り、人や財源を呼び込む、財政基盤の強化を目指していくべきだと考えています。そのためにはこれまで以上に笠松町の強みと資源を徹底的に生かし、周辺の市町に負けない魅力の一つでも多くつくり上げることが重要だと考えています。その具体的な戦略につきましては別の機会に譲りたいと思いますが、にぎわいづくり、人づくり、生きがいづくりをまちづくりの3本柱として掲げ、役場主導ではなく笠松町に関わる全ての人たちの力と知恵とネットワークを活用する共創のまち、すなわち共に笠松の未来をつくる姿勢を大切にしたいと考えているところであります。以上であります。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

私もそのような町にしていくために一緒に頑張りたいと思っております。

ただ、ごみの有料化がごみ袋の有料化で始まっているんですけど、そのことについての町民の皆さんの何か声があったり、要望があったりするようなことはあったでしょうか。そちらでつかんでいらっしゃるようなことがあったら教えていただきたいと思います。まずそこから順番に行きます。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 全般的には皆さん理解していただけていると思っておりますが、ただやり方につきましては実際スタートして1年半近くたったわけでありますので、いろいろな課題も見えてきました。その都度柔軟に対応し、何よりもやはり必要なのはごみの減量化とそれによる環境保全、自然を大切にする、そういったことも地域の皆さん、特に子供の皆さんにもしっかりと伝えられるような、そういう取組をこれからも皆さんの意見を踏まえながらしていきたいと考えています。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ごみにつきましては、このことによってごみが少なくなり、また町の日頃の環境がよくなる、そんなことが期待されるころだと思いますけれど、やっぱり道路にごみが捨てられたりたばこの吸い殻があったり、きれいにする町にしようというみんなの、特にたばこを吸われる方たちの問題がまだまだあるんですけど、その辺についてはどう考えていらっしゃるんですか。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 私もたまに職員と一緒にごみ拾いを、特に堤防上が大変散乱しているなと思います。私のこれ勝手な想像なんです、多分笠松町にお住まいの人たちはしっかりとマナーを徹底してポイ捨てはされていないと思うんですが、ああいう堤防とか幹線道路沿いだとどうしてもよそから来られた方も捨てられるんじゃないかと思ひますし、またそういうポイ捨てというのはなくすためにも、やはり皆さんに環境保全とか、そういったマナーの問題とか、笠松町は道徳の町でもありますので、併せて皆さんに御協力、そして御理解を求めていきたいと考えています。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 堤防沿いだけでなくバス停などにも結構吸い殻というのは、思うんですけど、私今までにも言ったかと思ひますけど、碧南市にお邪魔したとき、駅の周りからそういうごみ一つもなく、きれいになっているんですね。だから、もう少し呼びかけをし、みんなのものにしていくということでは何か工夫が必要のように思ひますが、どうでしょうか。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 去年、子どものまちづくり委員会で小・中学生の子供が集まって調査、研究して発表していただきましたが、そのときも子供のほうからもっと笠松町の道路のごみを減らそうということで、実際これから子供たちと一緒にこういうごみを拾う活動、清掃奉仕も含めた啓発活動を取り組んでいくという話も聞いていますので、地域ぐるみでそういった機運を高めていきたいと考えています。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 子供さんの声を大切にして、一緒に取り組んでいけるということは大切だと思いますが、と同時にやっぱり広報か何かでそういうことをみんなで一緒にやりましょう、子供たちがこう言っておりますというような呼びかけでやっていただけるともっと真剣に大人たちも考えられるように思ひますが、努力していただきたいと思ひますので、要望にしました。お願いいたします。

次に、子供が主人公、本当にこのことが大事なように思ひますし、そのためのこれまでの取組であつたように思ひます。これをもっと成長させていくような方向で皆さんと一緒に考えられたらいいなと思ひますが、どうでしょうか。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 笠松町は子どもの権利条例ということで、子供だからといってそういうふうに見るんじゃなく、一緒にまちづくりのパートナーとして、逆に今回いろいろ今言っ

た子どものまちづくり委員会とか、あと笠松中学校のトイレ研究会の動きを見ていると、大人が思っている以上に子供たちは地域のことを考え、あるいは周りのことを考えて行動してくれると、本当に笠松の子供というのはすばらしくいい子が多いというふうに思っていますので、そういった子たちがちゃんと伝えて行動すれば大人たちも認めて一緒になってやってくれる、そういった地域にしていきたいと思っておりますので、またいろいろ御提言がありましたら一緒になって考えて、そして実行に移していきたいと思っております。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、町民バスですが、本当に定期に1時間に1本、2台が動いているわけですけど、この評価についてはどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 地域公共交通って今全国的に維持とか運営が大きな課題になっていると思うんですが、おかげさまで笠松町はほかの市町と比べますと非常にたくさんの方が利用しているらしいですし、今75歳以上の方が試験的というか期間限定で無料になって、より一層皆さんの地域の足ということ、特に今これ直接は関係ないんですが、笠松町内は高齢者の交通事故が非常に多い地域で、非常に我々も頭を悩ませているんですが、免許の返納された方が公共の足として町民バスを使っていただくことで、交通事故の抑制にもつながっていくという期待もありますので、これからも利便性の向上、また今回の議会でもいろいろとスマホとかパソコンを使えば、どこにバスが走っているかというような、そういったシステムを取り入れる予定でありますので、皆さんのまたそういった声も聞きながら笠松町に町民バスがあつてよかったなと思われるようなバスにさらに発展させていこうと考えています。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 1時間1本、定期に走っているということが本当に私たちのよりどころになっているんですが、ただ路線のところだけなんです、その間にバス停まで行く地域ごとに行けるところの足が欲しい人が大分いるような気がしているんですね。バス停まで歩く距離というのがなかなかできない人が出てき始めているんですね。そういうところにどうつなげていくかはまた勘考してもらいと思っていますが、お願いしていいでしょうか。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今バス路線の空白を埋めるべく、デマンドタクシーを実証実験という形で来年度も継続ということで御提案させていただいているんですが、なかなかいま利用率が低いというのが実情でありまして、これからさらに啓発しながら利用していただくと同時に、なかなかほかの手段といいますと難しいんですが、これからいろんな先進地の事例とか、あるいは民間業者さんからも提言があれば、そういったものも検討しつつ、できる限り御要望に

応えるよう努めていきたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） すみません。自分たちが強みとか、それから資源のという点で、これからの中身を見ていまして、町全体でいいますと、まず農地はますますなくなる方向になるかと思いますが、今のところ門間地域、それから円城寺の競馬関係のところ、それから北及の南のほうと、その辺が市街化調整区域のようですが、これについては今後どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 昨日、高橋議員さんからも調整区域については御質問いただきましたので、今後農業委員会や、あるいは地元の農業の担い手の皆さん、またJA等関係機関と連携を図りながら研究を進めて、有効活用できる方策を一つずつ探していきたいというふうに考えています。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 市街化調整区域、今で言うと円城寺の厩舎の関係、それから門間と北及の南のほう、そういった地域でいくとその3か所、門間地域と北及の南、それからあとのところで言いますと競馬場の関係、下羽栗のほうはそれだけかと思っていますけれど、この調整区域というのはこちらの希望で外していけるようなことはできるのでしょうか。その手続はどんなふうになるのか教えてください。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 昨日もちよつと答弁させていただきましたが、我々が幾ら望んでもいろいろな周辺の市町との兼ね合いもあったり、いろいろな条件があるので、なかなか簡単にはいかない問題だと認識しています。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） そのなかなかいかない中の中身として、町だけで頑張るわけにはいかないということと、可能性、交渉によってはというか、声が上げることによって何とかなっていくような場合もできるのか、それを教えてください。

○議長（川島功士君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えさせていただきます。

基本的には調整区域につきましては、先ほども町長が申しましたように、非常に厳しいことでございますが、それぞれの条件というのがありまして、これ今ここで御説明するとかなり長

くなりますのであれですけれども、笠松町の要望だけでいくものではなくして、笠松町、岐阜地区、それぞれがございますので、それらの内容をクリアした後に、昨日も高橋議員さんのほうにも答弁させていただいた内容と同様に非常に厳しいハードルがありますので、そちらのハードルを一つずつ越えていくということがまず第一の前提となりますので、今のところこんな回答しかできませんが、よろしいですか。すみません。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ということで行きますと、町からこうしたいなんていうような区域変更というか、そういうことはできないというふうに取っていいんですか。

○議長（川島功士君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、非常に厳しい状況でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） すみません。その厳しい中身について、もう少し教えてくださいませんか。税金とかいろいろ農地は違うんですね。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 私のほうからもうちょっと簡単に説明させていただきますと、昨日の高橋議員に町長がお答えしましたように、笠松町は岐阜都市計画区域の中の一員として立地していますので、今岐阜地域自体が人口が伸びる要素がないので住居地域を減らすというか、市街化区域を増やすということはまず絶対に不可能であります。

ただ、市街化調整区域の中でも一定の条件が整えばできる方策がございますので、関係機関とそれを一個一個潰して進めていくということを昨日お答えしましたが、例えば先端技術の事業所が来れば一定の制約の中で開発ができますし、それから通常の都市計画法の34条だったですかね、その中でいろいろな項目がございますので、それを一個一個潰していけば絶対できないということにはございませんので、そういうことを一個ずつ潰して進めていきたいということを考えていますので御理解賜りますようお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 基本的には人口が増えて、住居を持つ人たちの地域による、埋まってくるようなことは、その動きで決まるようなところとあっていいですか。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 先ほど申し上げましたように、この岐阜都計の中は今後も人口が伸び

ていくという要素が全くございませんので、住居地域を増やしていくという政策は今後も取れないと思っております。そのほかの工業系とか、市街化区域内でできない工業系の開発、こういったことができるということで私どもは思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

これからヨシヅヤさんがいよいよ現れてきましたが、あのことがこうしたまちづくりの関係にはそんなに関係ないでしょうか。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ヨシヅヤさんができると、どのような影響があるかというようなお尋ねでいいですか。

一つは、にぎわいができて、この地域の、特に御高齢の方、なかなか買物難民という話を聞きましたが、一つ大きな選択肢ができたと同時に、雇用の場ができるということで、この辺りの方々も新たな職場が増えるということ、これは非常に歓迎すべきことということと、あと今後いろいろと連携して商工業の発展に寄与していただけるような関係をつくっていったらいいなというふうには思っています。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。よく分かりました。

また、そのためにも早く笠松の大事な場所になるように期待をしておりますのでよろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（川島功士君） 総括質疑の途中ですが、1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時30分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） お時間をいただきましたので、通告に従い総括質疑をさせていただきます。

質問事項は、令和5年第1回の定例会説明要旨の中から町政全般について質問させていただきます。

令和5年度6月には町長選挙、3月には町議会議員選挙が控えており、町長にとっては任期初年度の予算となり、議員にとっては任期最終年度の予算編成となります。当町の財政状況は

コロナの影響による町税の大幅な減収はないものの、医療や介護、子育てなどの扶助費の増加や道路などの社会インフラ整備による投資的経費の増加は避けられず、財源確保には起債の発行に頼らざるを得ない状況であり、今後も経常経費の増加が見込まれるなど、一層厳しさを増す状況にあります。

政府は5月の連休明けより新型コロナウイルスの感染症法の位置づけを季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げると正式に決定し、ウイズコロナからアフターコロナへの社会へと変わっていきます。しかしながら、3年にも及ぶコロナ禍の生活からようやく抜け出せるという期待の中で、エネルギー経費の上昇、食品をはじめ生活必需品の価格上昇は止まらず、町民にとっての不安は解消されません。これまでのように国からのコロナの臨時交付金は見込めなくなるが、原油価格、物価高騰対応分として交付金もどうなるのか分かりません。限られた財源の中でアフターコロナを見据え、笠松町として今なすべき施策について積極的に進める重点的事業と経常的支出の節減というめり張りをつかせる必要があると考え、議員有志一同でも予算編成及び将来施策に対する要望書を提出させていただき、その回答をいただいたところであります。そこで、今回は第6次総合計画に基づき各種施策を進める中で、町政全般として新年度予算の重点的に取り組む事業などについて質問させていただきます。

まず1つ目、ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまちについての質問です。

2022年の出生数は初の80万人割れとなり、少子化の加速が止まりません。少子化を食い止めるのは容易なことではありません。国の予算でも少子化対策、子育て施策が一つの柱となっており、これからの重要施策となることは間違いありません。笠松町においては、妊娠、出産から子育てまで切れ目のないサポート体制を構築し、子育て世代包括支援事業を拡充して取り組んでいく予算となっています。その一つとして、安心して子供たちが遊び学べる施設として桜町に建設しましたこども館が開館して1年が経過しますが、コロナの影響で思うような運営ができなかったと思いますが、新年度の事業展開などどのようなことが計画されているのかお尋ねします。また、健康づくりにおいては、町ではちよいスポ健康宣言を行い、町民と一緒に健康づくりを推進することを宣言しましたが、町民運動会はどうなるのか分かりませんが、今後の健康づくり事業をどのように進めていくのかお尋ねいたします。

2つ目に、未来へつなぐ心豊かな人づくりのまちについての質問です。

中学生の体験交流事業としては、グアムに代わる国内交流として北海道の新ひだか町で実施されることになり我々議員もそちらの方面での行政視察を計画しておりますが、次年度以降も継続して新ひだか町で実施していくのか、町としては新ひだか町との交流をどのように発展させていくのかお尋ねします。また、将来を担う子供たちのまちづくりへの参画として、学校のトイレ研究会であったり、議場でまちづくり会議の発表がありましたが、新年度における子供たちのまちづくりへの参画はどのように進められ、町政に反映させていかれるのかお尋ねしま

す。

3つ目に、にぎわいと活力あふれる創造のまちについての質問です。

新年度中に笠松みなと公園など河川敷の都市・地域再生等利用区域の指定を目指し、官民連携でみなと公園の活性化を促進するとの説明がありましたが、みなと公園が今までとどう変わっていくのか、どのように管理され事業運営されていくのかお尋ねします。また、中央公民館、松枝公民館が交流センターとなり、コミュニティー活動の活性化を図られます。詳細は10月までに整理していくとのことで、これまで利用していた方や団体などが活動しづらくなならないような配慮はしていただけたと思いますが、交流センターに移行されることによって町及び町民にどのようなメリットが考えられるのか、確認の意味を込めてお尋ねします。

4つ目に、便利で快適に暮らせる安らぎのまちについての質問です。

便利で快適な道路網の整備として、羽島用水パイプライン上部利用整備工事、米野52号線坂路改修工事、下羽栗排水路の歩道設置工事などが予算化され、懸案であった事業が着実に進められています。町内全域の道路の舗装の劣化は着実に進んでおり、下水道工事後の舗装復旧を含めた計画的な修繕が必要となると考えますが、今後の進め方についてお尋ねします。

5つ目に、安全で安心して暮らせるまちづくりについてお尋ねします。

今後最も懸念される案件としては、空き家対策が考えられますが、現在の空き家の状況等についてお尋ねします。米野の坂路は空き家を壊すことができたため改修工事ができるようになりましたが、空き家を活用するにも除去するにも早い段階で動かなければどうにもならなくなってしまうのが現状です。特定空き家となってしまう前の対策として、専門家団体と連携して相談事業を実施していますが、どのような効果が出ているのかお尋ねします。

6つ目、官民協働で築き上げる持続可能なまちについてお尋ねします。

笠松競馬場周辺に住み着いた猫を保護する保護猫シェルターをクラウドファンディング型ふさと納税で募るだけなのか、今後も運営面などで町が関わっていくのか、今後の展開についてお尋ねします。また、岐阜市と締結した岐阜連携都市圏での広域的な事業展開として、具体的な事業計画などがあればお聞かせください。

最後にあと一点、円城寺厩舎跡地活用の検討について、176万円を予算化されていますが、円城寺厩舎の薬師寺への移転が2025年度末にも完了すると新聞報道されました。そんな中、岐南町、笠松町において共通課題である移転後の円城寺厩舎エリアの跡地利用、まちづくり構想案など、岐南町・笠松町まちづくり調査研究業務を県の整備協会へ委託するとの説明を受けました。今後、笠松町としても数少ない大きな土地と思われ、定住人口の増加、企業誘致、高層マンションの建設、J R新駅の設置など、これから先大変期待の持てるまちづくりができるのではないかと思います。岐南町、笠松町内多くの市街化調整区域であり、多くの地主がいろいろな意見があるように思われます。今後答申があり、岐南町、笠松町が遅れることがないよ

う我々議会も競馬組合には積極的に意見をしていかなければと思いますが、町長の今現在のお考えをお聞かせください。

以上、総括質疑とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（川島功士君） 9番 安田敏雄議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 安田議員さんの総括質問、町政全般についての質問にお答え申し上げます。多岐にわたりますので、一つずつ答弁させていただきたいと思います。

まず、こども館の新年度事業展開についてのお尋ねでございます。こども館は昨年3月6日にオープンし、今までの乳幼児親子行事、小学生行事を引き続き実施しながら、新たに中学生、高校生年代を対象にしたティーンズ行事などを子育て支援団体の協力により開催し、乳幼児親子から小・中学生、高校生世代まで誰もが楽しく安全に利用できる遊びと学びの場となることを目指し、順調にスタートすることができました。今後アフターコロナ社会においては、安心して子育てができる環境づくりをしていくためには住民協働や利用者目線の観点でさらなる活動の充実に努めていきたいと考えております。

そこで、来年度につきましては、地域における子育て支援を行い、かつ子供の心身を育成し、情操を豊かにする施設を目指していくためにも、令和5年1月に開催しましたこども館運営協力委員会の意見を踏まえ、松枝地域、下羽栗地域での子育て支援事業の実施について取り組んでいき、その礎を構築したいと考えております。具体的にはこども館検討懇談会において、各地域にこども館機能が欲しいとの御意見があったことから、松枝地域、下羽栗地域での子育て支援事業としまして、現在こども館で毎月実施している乳幼児親子対象の子育てサロンを試行的ではありますが、年2回程度各地域の公共施設において実施し、参加者などの意見を聞きながら課題などがありましたら柔軟に対応し、少しずつでもよりよいものにしていきたいと考えています。今後も子育て支援団体やこども館運営協力委員会の意見を聞きながら、将来的には子供やその保護者の方たちが安心して利用できる子育て支援拠点となるよう努めてまいります。

続きまして、ちょいスポ健康宣言についてのお尋ねでございますが、ちょいスポ健康宣言につきましては長引くコロナ禍での生活により町民の皆さんの体力低下や健康への影響が懸念されることから、健康なまちづくりへの機運を醸成することを目的に昨年10月に宣言を行ったものであります。令和4年度におきましては、町レクリエーション協会や町スポーツ推進委員の皆さんの御協力をいただきながら、これまであまり体を動かす機会がなかった方へのきっかけづくりとしてイベントをはじめ運動習慣の定着に向けた取組として、スマートフォンアプリを活用した取組の提供や医療などとの連携をした効果的な取組となるよう町政策アドバイザーである松波英寿先生の講演会を実施しました。また、既存のスポーツ関連事業などにおいて、ちょいスポ健康宣言のPRを行ったところであります。令和5年度以降につきましても、昨年度

と同様に各種団体と協働したスポーツイベントの開催や、これまで実施してまいりましたスポーツや健康づくり関係事業において町民の皆さんの健康づくりへの視点を重視した内容とするとともに、新たな取組として岐阜大学と共同で健康づくり事業を開始する予定であります。この共同事業につきましては、令和5年度から令和9年度までの5年間を事業の実施期間とし、町が保有しております医療費や健診データ、介護認定といった情報を活用して、どういった生活習慣が健康状態に悪影響を及ぼすのか、また反対にどういった生活習慣であれば健康状態が維持、向上できるのかといった分析などを行い、現状の課題を洗い出した上で町民の皆さんの健康を維持、増進するための事業を岐阜大学の持つ医学や公衆衛生看護学の専門的知識を取り入れた形で行う予定であります。このような事業を複合的に実施することにより、最終的には町民の皆さんが自らの健康に関心を持ち、自発的に健康づくりに取り組んでいただけるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、中学生の新ひだか町体験交流事業についてでございますが、町では平成5年度よりこれまで19回語学力の向上や異文化体験を目的にグアムへの青少年海外派遣事業を実施してきました。平成27年度にはイナラハンミドルスクールと笠松中学校が姉妹校提携を調印し、現地校での共同学習、州知事訪問、慰霊活動など、単なる海外訪問にとどまらない国際的な視野を広める活動を実施してきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度よりグアム派遣を中止しており、再開もいまだ難しい状況なため、当町の中学生たちに住み慣れた地と異なった風土で様々な体験を通じて視野を広める機会として、平成17年に議会行政視察で訪れた競馬のまちとして当町ともつながりがあり、全国有数の競走馬産地である北海道新ひだか町への中学生派遣を立案しました。新年度事業に先立ちまして、昨年11月に担当による事前視察を行い、町営乗馬施設やアイヌ文化の学習館、昆布取り体験場、観光施設など先方窓口である新ひだか町教育委員会の生涯学習課職員とともに訪問し、笠松の中学生にとって有意義な研修となるようプログラム内容も一緒になって検討するなど、職員交流も実現できました。今後も継続していくかとのお尋ねではありますが、新規事業でありますので反響はいまだ分かりませんが、先方窓口との綿密な打合せにより生徒たちに貴重な体験ができるよう8月の研修派遣を企画し、コロナが終息した後も、国内ですが、気軽な異文化体験の場として中学生の研修派遣を継続して実施してまいりたいと考えています。

また、新ひだか町との交流発展についてであります。今回の交流を契機に商工業やイベントなど双方交流が実現できればと考えております。例えばこの10月に新たな運営スタイルになる笠松中央交流センターでの北海道の物産販売や各種イベントへの地元伝統文化、芸能の参画を考えております。まずはこの4月の議会行政視察にて新ひだか町議会や行政との交流を深めていただき、これを足がかりに今後の交流を広げてまいりたいと考えております。加えまして、現在商工会を通じて三重県志摩市との交流も進めており、今回の笠松春まつりには志摩市より

観光PRや物産販売などのブース出展をいただく予定であります。今後は志摩市とも産業や観光、防災を中心とした交流事業を進めていく中で、児童・生徒の自然体験などの交流事業も実現していきたいと考えております。

続きまして、子供たちのまちづくりへの参画をどのように進め町政に反映させるかのお尋ねでございますが、今年度の子供たちのまちづくりへの参画事業として、笠松中学校トイレ改修工事と子どもまちづくり会議の2つの事業がありました。いずれもトイレ研究会での場や子どもまちづくり会議の中で小・中学生が積極的に意見交流を行い、それら子供たち自らが取りまとめ最終的に町へ提言してもらいました。町では実施可否の精査を行い、実現できそうな内容を町政に反映しました。その実現内容としては、中学校のトイレにおいては改修コンセプト及びトイレの壁並びにブースの色彩の意見を取り入れました。まちづくり会議においては、運動公園の利用者を増やすためによしずの設置やベンチを増設し、日よけ及び休憩スペースの確保につなげることができました。来年度の予定としましては、今年度に議論したことを継承していきます。中学校のトイレにおいては残る北舎の改修を進めていきますが、完成した西舎と同様に改修コンセプトであるみんなが使いやすく明るく快適なトイレを採用し完成する予定であります。まちづくり会議においては、交通安全の重要性について提言されたことを受けて、来年度は歩道の草をみんなで刈るイベントの企画や子供たち自ら自転車のヘルメット着用などの交通安全啓発動画、ユーチューブですが、を作成してもらい、町民へ広く発信していきたいと考えています。このように笠松町の未来は子供たちに託されていると言っても過言ではありません。やはり子供の頃から自分の住んでいる町と他市町村と比較しながら、おのこの課題や対策を自分の目で確かめて考える機会を提供することが行政の役割であると同時に、取組そのものが笠松町のさらなる発展へつながるものと期待しております。したがって、来年度も小・中学校と行政が連携しながら子供たちに当該事業へ参画してもらえよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、都市再生等利用区域の指定によるみなと公園の管理運営についてのお尋ねであります。笠松みなと公園では平成21年に策定したリバーサイドタウンかさまつ計画に基づき、芝生広場やせせらぎ水路、各種遊具などの整備を進め、サイクリングロードの完成をもってハード事業を区切りとし、今後は民間活力によるにぎわいづくりを目指して令和2年度の国土交通省補助事業、官民連携手法検討調査と、令和3年度、令和4年度の様々な社会実験を実施し、民間運営の検討を進めてまいりました。当初はこれまでの検討、調査、社会実験の結果を受け、この年度末に河川エリアでの営業活動が可能となる都市・地域再生等利用区域指定の申請を予定していましたが、新年度より公園内にアウトドア事業者が常駐し、これまでの管理業務に加えて各種の自主イベントを開催していただき、公園利用の付加価値を高める運営スタイルへと変更いたします。そして、これら常駐事業者によるイベントの需要や経済効果を図るものとし

て社会実験期間を延長し、効果検証を経て、令和5年度下半期の都市・地域再生等利用区域申請へと変更し、年度内の指定受理を目指します。4月よりみなと公園では自然景観を活用したアウトドアイベントや芝生広場での子供向け各種スポーツ教室、有料によるバーベキュー広場や公園内での宿泊キャンプの運営などに加え、これまでどおり町事務局として実施する社会実験イベントも計画しており、公園内で様々な催しが頻繁に開催され、官民連携による新たなにぎわい創出を図ってまいりたいと考えております。この1年で常駐事業者による管理運営が軌道に乗り、みなと公園が都市・地域再生等利用区域に指定されましたら、今後は指定管理制度の導入も視野に入れ、国土交通省やみなと公園の民間利用における地域合意の組織である木曾川・笠松エリア利用調整協議会と協議を進めてまいります。

続きまして、笠松中央公民館、松枝公民館が交流センターになることについてのお尋ねでございますが、笠松中央公民館及び松枝公民館はこれまで社会教育法の規定に基づき設置され、教育委員会管轄の下に社会教育や生涯学習の拠点として役割を担ってまいりました。しかしながら、社会教育法が制定され70年以上が経過し、地域や住民のニーズも大きく変化し、公民館が地域の活性化やまちづくりをはじめとする多種多様な活動拠点としての役割が求められるようになり、時世に応じた施設運営ができるよう令和3年度より交流センター、いわゆるコミュニティセンターへの移行を検討してまいりました。この10月から交流センターへの移行後は新たな地域交流の場として、例えば地元名産品や地域で取れた野菜の販売、子育て交流のフリーマーケットやバザーなどでの利用が可能になります。また、現行体制では禁止していました営利宣伝目的の利用制限を緩和することで、入場料を必要とするイベントや著名人による有料講演会の開催が可能となるほか、パブリックコメントでも要望のあった体験料金を徴収する健康教室の開催など、これまでできなかった新たな活動が創出されることが期待されます。

なお、利用目的は地域交流や社会教育の推進に当たるものに限っておりますので、単なる営利を目的とした施設利用ができるということではありません。施設名称にもありますとおり、人と人との交流の場としての機能が最大限引き出せるよう地域の活性化や交流促進の支援を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、町内全般の道路の舗装劣化の点に関してであります。下水道工事後の舗装復旧は建設部門と上下水道部門が連携し修繕などを行っているところでございますが、厳しい財政状況の中、進捗は思うように進んでいないのが現状であります。その中で令和4年度からは緊急自然災害防止対策事業債の活用により、事業費を大幅に増やした上で主要な路線の復旧を進めております。この事業債は充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%となっており、通常は地方単独で行う舗装復旧に充てることもできます。事業期間となる令和7年度までは当事業債を活用しながら、下水道後の未復旧路線も含めて舗装が劣化した路線の修繕を進めてまいります。なお、岐阜中部首長協議会を通じ、国会議員へ令和7年度までとされる当事

業債の事業期間の延長について要望を提出しておりますことを申し添えたいと思います。

続きまして、現在の空き家の状況についてでございます。町では町民の生活環境を保全するため、町内における空き家などの適正な管理や発生の予防に努めていますが、これから人口減少社会を迎え、空き家は増加傾向にあります。事業の用に供しない町内の空き家は平成30年度の住宅統計調査において520戸あります。このうち所有者などから管理の相談を受けたものや近隣の方から管理不全の空き家の情報提供を受けたものなどの空き家が令和4年4月1日現在で94戸残存しております。これらの空き家が適切な管理がされないまま放置されると、防災、防犯、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性が高くなるため、今後も継続して空き家の状況を確認し、町内の空き家の適正な管理を図ってまいります。

専門団体との連携につきましては、町は令和3年8月に町内における空き家などに関する総合的な対策の推進を図るために弁護士、司法書士、税理士、建築士などの各分野の専門家が所属する一般社団法人ハウスサポートと笠松町空き家等対策事業の実施に関する協定を締結しております。協定締結前は専門家を招いての空き家の相談会は実施していませんでしたが、協定締結後の令和3年度より空き家の適正管理、売却、賃貸などの各相談に応じた専門家による相談会を定期的を開催しております。これまでの実績としましては、令和3年度は相談会2回の開催で11件、令和4年度は相談会3回の開催で18件の相談がありました。相談内容は、今後の維持管理方法や売却方法に加え、相続など権利に関する専門的な知識を要する内容など多岐にわたる課題に対し、有効な助言がされ、適切な空き家の管理につながりました。また、空き家の発生防止は空き家となる前から行うことが有効であるとの観点から、今年度はハウスサポートと意見交換し、空き家となりやすい独居の高齢者に対し居宅の管理方法を早期に検討してもらう手法を研究するなど、空き家発生の予防に努めてまいりました。今後も引き続きハウスサポートと連携し、相談事業など空き家に関わる施策を行い、さらなる空き家の適正な管理に努めてまいるところであります。

続きまして、笠松競馬場周辺に住み着いた猫のための保護猫シェルターに関するお尋ねでございますが、笠松競馬場、薬師寺、円城寺厩舎及びそれら施設周辺に住み着いている野良猫として、現在町として確認、もしくは確認中であるところの総数はおよそ140匹前後と見込まれており、このうち笠松競馬、薬師寺厩舎周辺には70匹ほどが生息していると思われます。この70匹のうち、岐阜県地方競馬組合の協力の下、保護猫団体が行うTNR活動、TNR活動といいますのはトラップ、捕獲、ニューター、不妊手術、リターン、元の場所に戻すの3つを合わせたものでありますが、それによって60匹以上の猫が既に不妊手術を行われております。これら施術済みの猫のうち、けがや病気の猫及び人なれし過ぎて悪意のある者に危害を加えられる可能性が高い猫については、競馬場周辺に一時保護施設、いわゆる保護猫シェルターを設置し、保護猫団体の皆さんに餌やりなどのお世話をしてもらうことにより、ついの住みか、または療

養所、もしくは猫に悪意を持つ者からの一時避難所としてシェルター内で保護する方向で現在調整を進めるところであります。そのために、まずクラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、町が寄附金を募り、その寄附金を使ってシェルターの内外装及び空調設備の工事費や猫用ケージなどの備品購入費など、シェルターの初期投資費用に充てたいと考えております。なお、工事の発注や備品の調達は町が行う予定であります。シェルターの運営に関しては、基本的には保護猫団体によって行われます。町及び競馬組合はこれに協力し、場所の提供や維持管理経費の分担などについても今後覚書を取り交わす予定であります。また、シェルターにて保護する猫の頭数も上限を20匹と制限することにより、多頭飼育崩壊とならぬよう運営に当たる保護猫団体とも事前に合意しており、町としても適正飼育に関する指導を適時実施してまいりたいと考えております。そして、いまだTNR活動が実施されていない円城寺厩舎周辺については、令和7年度末までの薬師寺厩舎への厩舎機能移転が控えております。厩舎機能移転後における円城寺厩舎の無人化が想定され、その場合厩舎内に生息する野良猫が近隣の住宅地へ移動してくるのではないかと危惧されるところであります。厩舎を管理する競馬組合に対し、TNRの実施に係る諸課題の解決に向けた支援、協力を引き続き要請するとともに、公益財団法人どうぶつ基金が発行する無料不妊手術チケットについて、町が交付窓口となり円城寺厩舎周辺におけるTNRを実施する保護猫団体にチケットを交付するなど、行政、競馬組合、保護猫団体が一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。今回の保護猫活動支援事業は、笠松競馬場関係施設周辺において住民の多頭飼育崩壊及び厩舎内外における野良猫の異常繁殖に起因し、ここ数年で一気に頭数が増えてしまった野良猫への対策としてTNR活動を実施した結果、一時的保護を必要とする猫が複数存在することが判明したため、それらの猫を対象としたシェルターをあくまでも一時的かつ試験的に設置するものであります。これから円城寺厩舎返還が完了するまでの一定期間が経過した場合、または保護対象の猫の全てが一代限りの天寿を全うする、もしくは里親が見つかりもらわれていくことになった場合、本シェルターはその役割を終えることになります。ただし、今回の事業成果によっては、今後笠松町全域で実施される可能性のあるTNR活動、地域猫活動によって確認される一時的保護を必要とする野良猫対策として、新たな設置場所や設置方法、運営方法を十分精査した上で適時検討していくことになるのではないかと考えております。

続きまして、岐阜連携都市圏として具体的な事業計画はあるのかのお尋ねでございます。岐阜連携都市圏は岐阜市が連携中枢都市を宣言し、連携する市町の個性を尊重しつつ、共に人口減少の歯止めとなり、大都市への人口流出を食い止める拠点として、行政サービスの維持向上を図り、将来に向けて活力を生み出していく圏域となることを目的に様々な施策や連携事業に積極的に取り組んでいます。笠松町では平成29年に岐阜市との1対1の連携協定を締結し、平成30年度より連携事業を展開しております。この岐阜連携都市圏では、岐阜市が圏域全体の経

済成長や生活サービス向上などに取り組む施策の中から、笠松町にとってメリットがある事業を選んで連携するという柔軟な形になっており、具体的な取組内容が記載されている岐阜連携都市圏ビジョンの全48事業のうち、笠松町は就職合同説明会の開催、J R岐阜駅観光案内所でのPR、子どもホッとカード事業、岐阜スーパースとの連携、航空写真共同撮影など41の連携事業を実施しております。このビジョンは第1期5年間の計画期間にて策定され事業を推進してまいりましたが、今回新たに圏域の現状を再分析し、社会経済環境を反映させた令和5年度から始まる第2期ビジョンの策定をしました。第2期ビジョンでは新規事業として8事業が加えられ、笠松町ではG I G Aスクール施策の情報共有、カラフルタウン岐阜にあるココカラでの情報発信の連携、各市町の公園の魅力向上や連携PRなど7事業に参加し、岐阜市と4市3町とともに圏域の目指すべき将来像である住み続けたいくなる岐阜連携都市圏の実現に向けて取り組んでまいります。

円城寺厩舎エリアの跡地利用、まちづくり構想に対する考えでございますが、円城寺厩舎の土地は笠松町と岐南町にまたがり、全体で10万平方メートルを超え、面積割合は笠松町7割、岐南町3割と両町にとって貴重なまとまった一団の土地であります。その9割以上が借地となっており、競馬組合と地権者との間で交わされている土地賃貸借契約書に基づき、競馬場厩舎として土地活用がなされています。加えて、当該地のほとんどが市街化調整区域であり、開発行為には多くの制限が課せられており、たとえ競馬組合が厩舎移転を完了したとしても、すぐに跡地を活用した建築物を建てることは難しいものと認識しています。この円城寺厩舎の土地活用については、今後の両町の発展に向けて非常に重要であります。様々な課題も抱えている実情もあり、以前より町が単独で検討するものではなく、岐南町や競馬組合とともに足並みをそろえて取り組むことが妥当と考え、これまでも関係団体で連携を密にして検討を進めてまいりました。今回、正式に競馬組合による厩舎移転計画が発表され、そのタイミングに合わせて新年度早々跡地活用について岐南町と共同で調査研究業務を発注するものいたします。調査業務では跡地の計画的な土地利用を図るため、土地の基礎調査、両町の上位計画との整合性、まちづくりマネジメントの素案、概算事業費の推定など基本的なまちづくり構想案を策定し、今後の具体的な開発事業計画の立案に役立ててまいります。調査や検討の進捗状況につきましては、議会にも随時情報共有をいたしますので、議員の皆様とともにこの跡地活用の検討を一緒になって進めていきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

〔9番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） 町長さん、ありがとうございました。

項目が6点ほどありまして、一つずつ御丁寧にお聞かせいただきました。ありがとうございました。これも令和5年度の予算編成に対しての質問をさせていただきましたけれども、町長

さんの思いも大変大きな心をお持ちであることは重々分かっておりますし、午前中、長野議員からも今までの4年間の施策、4年近くいろんなことで頑張ってくられました。また、この6項目に対しても一つずつ丁寧にお答えいただきました。大変僕が危惧しておるのは、やはり将来町の職員の皆さん方が町長に沿ってまちづくりに関しても、また人づくりに関しても一つと欠けることなく進めていただいた現在があると思っております。

そのことで1つ目、2つ目も子供に対しての質問をさせていただきました。それとこども館についてとか、また2つ目には中学生のグアムに代わる北海道への派遣と、いろんなことで一つだけちょっと聞かせていただきたいのは、こども館について一つ聞かせていただきたいのは、今スマホで僕見ておると絶えず今週は何をやります、この行事をやりますということで流れておるんですが、今担当のほうで分かると思うんですが、大体どのくらいの人数が毎日お見えになるか、少し聞かせていただいて、このスマホにLINEで流して、それで若い方はスマホを見てほとんど来れると思うんですが、我々の年代はちょっとスマホがまだアナログの時代で止まっていますので、なかなかスマホまで行かないんですが、そこら辺はこども館が今活動はどのくらいの規模で毎日進んでおるか、そこら辺少し聞かせていただければ幸いだと思うんですが、まず1点だけお願いします。

○議長（川島功士君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時20分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） すみません、お待たせいたしました。

継続的な行事、平均的な行事なんですけれども、乳幼児親子事業としてびよびよ広場というのがおおむね1歳以上のお子さんと保護者、これが毎月第1木曜日、金曜日、そして手づくりパークというのが1歳以上の幼児と保護者、これが毎月第3火曜、水曜日です。ベビー広場、こちらは1歳未満の乳児の方と保護者、これが毎月第4金曜日、子育てサロンが乳幼児と保護者ということで毎月第2水曜日、小学生といたしましては、つくってみようということで岐阜工業高校の皆さんとか聖徳大学の生徒の皆さんとか連携しながら牛乳パックとかをいろいろつくりまして、工作をしていただいています。これが毎月第4日曜日になっております。

個々の人数は現在把握しておりませんが、トータルの話でいきますと令和4年度、こちらが5月から10月末で5,680人になりますので、月平均ですと947人になっております。

〔9番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 9 番 安田敏雄議員。

○9 番（安田敏雄君） すみません。通告していなくて申し訳なかったんですが、人数のどのくらい利用していただけるか、大まかに聞きたかったのでお聞きしたんですけれども、今少子化時代で一番大事な子供がすくすく育つにはやはりああいうこども館とか、今健康センターでもいろいろと催物やいろいろな健康のあれで健康診断とかそれもどんどんやっていただいておりますけれども、大変いいことだろうと思います。また今後とも子供のために健康センターもそうですが、こども館もますます笠松町に根づくように頑張っていたきたいと思います。

それと北海道も20人というようにことで予算を組んでいましたが、前回グアムでもそうでしたけれども、もし21か22になるとそのうち1人か2人が抽せん漏れでかわいそうだと後から補正を組んだような覚えもあるんですが、一つだけその辺町長さんどうしますか。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） あまり20人が30人になるとやっぱり審査しなきゃいけません、1人か2人でしたらそこら辺りは柔軟に考えていきたいなと今思っております。

〔9 番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 9 番 安田敏雄議員。

○9 番（安田敏雄君） ありがとうございます。

時間もどんどん進んでいきますので、いろいろほかの話で建設のほうで舗装の関係とか、それも事業債で今そういう補助を使って少しでも早く下水道の後の3年5年、僕がちょうど議員になったときには平成4年ですので、ちょうど下水が始まったすぐのときだったと思います。そのときには基金も40億50億あったのが今は半分になっていますけど、それから舗装がどんどん遅れてなかなか100%もいきませんけれども、この事業債を使えるところはしっかりまた建設課のほうで勉強していただいてどんどん進めていただきたいと、このように思っております。

いろいろなことで令和5年度予算化された各施策がスムーズに施行されることを願っております。こんなふうで新年度予算においては随所にアフターコロナを見据えて新たな発想やら取組を古田町長さんも頑張って進めておられますので、この令和5年度がスムーズにいきますように、またそんなふうで我々議員もしっかり意見を言って、町民の幸せ、また安心・安全で暮らせる町を目指していきますのでよろしくお願いいたします。

そんな中、町長さんにはこの6月で任期が切れます。6月25日が投票日と聞いておりますが、1期目の4年間で6月で終わりますし、また6月後半から2期目となるわけでございますけれども、町長さん、1期にやり過ぎたことがまだあるかと思ひますし、2期目に向けて今現在の意気込み、またどのように考えておられるか。やはり町民から負託された町長さんですので、しっかりとこの場で今までの思い、これからの思いをいま一度聞いて、6月の町長選挙には立候補、私個人としては精いっぱい頑張っていたきたいと思いますが、今のお気持ちをお聞か

してください。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほども長野議員の総括質問の際も答弁させていただきましたが、この4年間コロナ禍をはじめ幾たびの危機に見舞われながらも着実に事業を進められたのは議会の皆さんをはじめ本当に多くの方々の御理解と御協力のたまものであると、この場を借りて改めて感謝申し上げたいと思います。

私はこれまで一貫して笠松町の発展には地域の強みと資産を生かしたまちづくりによって、町に付加価値を与える笠松町のブランディングを進めることが有効だと取り組んできました。しかし、まだまだ十分な成果が出ていないと認識しています。その大きな要因の一つが笠松町には活用できる土地が少ないということであります。約10平方キロメートルと県内で3番目に小さな面積ではありますが、その3分の1は河川敷に占められ、また開発の制限に係る市街化調整区域も松枝南部を中心に広がっております。加えて、近年は空き家も増えて、工場誘致をしたり、あるいは新たな住宅地を造るという、そういった余裕がないのが現状であります。しかしながら、ここに来て一筋の光明が見えてきました。先ほども少し答弁させていただきましたが、笠松競馬場再整備計画の一環として、これから進められていく円城寺厩舎の移転であります。岐南町と隣接する円城寺に広大な土地が生まれ、この土地の地域性は岐阜市や愛知県にも近い好条件の土地であります。これをうまく活用すれば笠松町は著しく発展できると確信しています。そして、この厩舎移転だけでなく、松枝地域の市街化調整区域や空き家問題、特に笠松校区の空き家問題に取り組むことにより、土地を減らし、競馬場の厩舎移転、あるいは笠松駅周辺の再開発など、そういったまちづくりの基盤整備をつなげ、定住促進や、そして商工業の振興に続けたいと考えています。また同時に笠松町に関わる全ての皆さんの力を借りながら、にぎわいづくり、人づくり、生きがいづくりを柱とした共創のまちを推進し、ほかの地域との差別化を図ることで笠松ブランドの実現を目指したいと考えておるところであります。

随分と前置きが長くなりましたが、これまでに申し上げましたように、私は令和5年度からの数年間は笠松町の将来にとって重要な時期になるのではないかと確信しております。笠松の底力をとことん引き出し、町内外を問わず多くの人たちが笠松町はすごいと言っていたけるようなまちづくりを目指すためにも、できましたら次の4年間もチャレンジさせていただきたいと考えているところであります。よろしくお願いいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます。

町長さんの思い、しっかり足元を固めて、やはり町長さんは大変まちづくりには慣れていらっしゃるようなふうですが、人づくりはちょっと下手じゃないかなと。まちづくりも大事です

うんじゃないかなという心配をしているんですけども、その辺の制限といいますか、そういった団体がどういうところがあるのかということが、警察は情報を持っていますので警察と協力しながら情報をもらって、そういう団体が来たら拒絶するようなことにしたほうがいいんじゃないかなというと思いますが、その辺どうですか。

○議長（川島功士君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

もちろん申請をしていただいた段階で、名称とかどういう内容をやるかという状況も確認をしながら、もちろん警察とも連携をさせていただきたいですし、あと不明なところにつきましては近隣市町の状況もどういう団体かというのも確認をしながら、もちろん議員さんが言われるような団体については排除していきたいというふうで考えております。

○議長（川島功士君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

第6号議案 笠松町在宅障がい児福祉手当条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） お願いいたします。

笠松町在住の障がい児福祉手当条例ということですが、この笠松町に在宅障がい児というのに該当する方は今どれくらいいらっしゃるのか、現状を教えてください。

○議長（川島功士君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 今の御質問は、笠松町の在宅にいる障がい児ということで、こちらの対象者とは関係ないということでお聞きしたつもりですので、それをお願いいたします。

身体障がい者につきましては、二十歳未満の方は全部で20人、そして療育手帳の方は74人、精神手帳の方は15人ということになっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○１０番（長野恒美君） 在宅障がい児としての今教えていただいたのがつかんでいらっしゃる人数というふうに考えていいですか。

○議長（川島功士君） すみません、もう一回はっきり言ってください。

○１０番（長野恒美君） 笠松町在宅障がい児の人数として、今言われた20人、74人、15人のこれだけの方が対象になると思っているのでしょうか。

○議長（川島功士君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 先ほど申し上げましたのは、笠松町にいる障がい児の数で答えいたしましたので、こちらの手当の対象者とは違います。

こちらの手当の対象者はかなり複雑になりますので長くなるんですけれども、町の手当の受給者というのは令和4年10月末現在で30人です。そして、この町の手当のほかにもっと高額な国の手当を受給されている方もありますので、またそれが単純な組合せでないので、本当に細かくなり申し訳ないんですけど、まず町のほかの手当、国手当というのは特別児童扶養手当というのがあります。これが1級と2級に分かれておりまして、もう一つ別にさらに重度の方の障害児福祉手当、こちらは級はございません。この2つの手当を国手当と呼んでおりまして、町の手当があります。それを組み合わせると全部で7つになります。これを令和5年度の受給額をベースに額ごとに人数について申し上げますと、7万1,920円の方が6名、6万8,910円の方が1名、5万6,700円の方が13名、5万3,700円の方が4名、3万8,760円の方が7名、3万5,760円の方が7名、町の純粋な単独の方は3,000円の方で4名と、合計42名になります。

○議長（川島功士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

第7号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

第8号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

第9号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

よろしいですか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

第10号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 笠松町家庭的保育事業というのはどのようなのか、具体的に説明していただきたいと思います。

○議長（川島功士君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 家庭的保育事業とはということなんですけれども、具体的には笠松町の中にはございませんので、なかなかイメージしにくいんですけれども、平成27年に施行されました子ども・子育て支援新制度の地域型保育事業に含まれる事業になりまして、保育者の居宅で保育サービスが提供できるということで、いわゆるベビーシッターというような形に近い制度でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 保育をしてくださるおうちでということですが、具体的にはこの事業に当てはまるようなことが笠松町の中で起こるでしょうか。

○議長（川島功士君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 先ほどは現在ございませんというお答えをいたしましたので、できる可能性はあるかと思います。

○議長（川島功士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

第11号議案 子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 11号議案の中の笠松町子ども・子育て会議条例の一部を改正するというので、77条第1項を72条第1項に改めるとかということですが、その辺りのところの改正

の説明をもう少し詳しくお願いいたします。

○議長（川島功士君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 予算資料の20ページが参考になるかなと思うんですけども、基本的にはこども家庭庁ができることによりまして、こども家庭庁の指揮系統は内閣府にございますので、その辺の法律改正に伴ってこの辺りの条文が一気になくなったということがございます。

○議長（川島功士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

第12号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

第13号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

第14号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 1つ目は50ページの商工費の中の観光費で、国庫支出金が390万とあるんですけども、これはどういったお金をもらったのか。観光事業そのものは747万8,000円減額をしているわけですね。これはコロナによる影響でいろんな事業ができなかったということでの減額だろうと思いますが、この390万について説明をお願いします。

それから、次に53ページ、学校給食費なんですけど、公会計になったことによってお子さんからいただくお金は全部この会計の中に入るんですけども、そこで10節の需用費が349万5,000円減額になるんですね。これ賄い材料費となっているんですけども、賄い材料費というのは基本的には生徒さんから給食費をいただいて、それで材料代を賄うわけなんですけども、公会計じゃないときは、私もPTAの会長だとか議長をやったときに学校給食の運営委員もやっていたので、その当時は材料代が余ったら3月の給食費を徴収を減額して、余った分をお返しするというようにしておったんですが、これ何で賄い材料費が349万5,000円減ったのか。それで減った分は生徒さんにお返しをするということをするのかどうか、その辺をちょっと説明をお願いしたいんですが。

○議長（川島功士君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、補正予算の議案書の50ページ、第6款 商工費、第1項 商工費の第3目 観光費の中での国庫支出金の390万になりますが、まずこの補正の内容といたしましては、今、伏屋議員さんが言われましたように、川まつりの中止とかりバーサイドカーニバルの精算によりまして減額をしております。この390万の財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を充てさせていただいております。今回この補正予算全体的にこのコロナの臨時交付金、いろんな事業費がおおむね確定をしたということで、かなりの事業に増減として充てさせていただいておりますので、財源を調整させていただいているという状況で、この390万は臨時交付金ということになります。

○議長（川島功士君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

53ページの学校給食費の賄い材料費のことについてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、第3回の定例会の補正予算におきまして、物価高騰による食材費の増額分として令和4年4月から6月までの実績と7月以降の物価上昇を消費者物価指数における食品指数とを参考にしまして、1食単価で大体15円、月額25円分ですね、そちらを増額補正させていただきました。今回、平成14年12月までの実績と今後の物価上昇等をまた考慮しまして再算定しましたところ、今年度の物価高騰による影響額としましては、1食単価6円、月額として108円ということになりまして、その分を減額させていただくということでございますので、学校給食費を返還することはございませんし、令和4年10月からこの3月までにつきましては学校給食費の徴収は行っておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（川島功士君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 給食費のほうは分かりました。

観光費の390万なんですけれども、コロナの臨時交付金で充当したという話なんですけれども、事業をやっていないんですよ。それでこれに臨時交付金を充当して大丈夫なんですか、これ。会計検査院に引っかかりませんか。充当できるんですかね、事業に。その辺もう一度お答えください。

○議長（川島功士君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） まずコロナ交付金390万充当させていただいた、この観光事業に充てさせていただいたということで、プロモーション協会の事業とかりバーサイドカーニバル、これにつきましてはアフターコロナということで、地域の活性化に向けたコロナの交付金の充当ということで、今年度物価高騰とか生活者支援とかという名目で来ている分もありましたが、通常臨時交付金、感染対策とかアフターコロナ、ウイズコロナに対応する交付金も国から来ておりましたので、その通常分を充てさせていただいているということでございます。

○議長（川島功士君） ほかに質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

第15号議案 令和4年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

第16号議案 令和4年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

第17号議案 令和4年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会をいたします。

延会 午後3時15分

